

# 介護・看護・障がい・保育求人支援センター山形

## 介護職員初任者研修（通信） 学則

### 1 研修事業所の名称、所在地

事業所名称 介護・看護・障がい・保育求人支援センター山形

運営会社 株式会社Y-next

所在地 山形県山形市富の中一丁目1番12号

### 2 開講目的

人材確保が最大の課題となる介護業界において、その担い手となる介護員をさらに多く輩出するため、また現任の介護職員を対象に必要な知識・技術を醸成して良質なサービス提供を担保するための養成を行うもの。

### 3 研修事業の名称

介護・看護・障がい・保育求人支援センター山形 介護職員初任者研修（通信）

### 4 実施課程

介護職員初任者研修課程（昼間・通信）

### 5 講義を通信により行う地域

山形県

### 6 課程編成責任者の氏名

米田 真也

### 7 実施場所

山形県山形市馬見ヶ崎2丁目12-19 イオン山形北店2階

### 8 研修期間

2026年4月10日（金）～2026年5月29日（金）

2026年5月7日（木）～2026年8月6日（木）

2026年7月1日（水）～2026年10月7日（水）

2026年9月1日（火）～2026年12月15日（火）

2026年11月12日（木）～2027年2月25日（木）

2027年2月5日（金）～2027年3月26日（金）

年間6コースを開講予定

## 9 研修修了の認定方法

修了の認定を受けるには、下記を修了しなければならない。

- (1) 規定のカリキュラムを全て履修すること
- (2) 通信添削課題で合格基準点（全問題数の7割以上）に達すること
- (3) 修了評価試験を受け、合格基準点（全問題数の7割以上）に達すること  
万が一7割に達しない場合は、基準に達するまで再試験を実施する。  
修了評価方法については別途定める通り。
- (4) 代表取締役 米田 謙が（1）～（3）を履修した者に修了を認定する。

## 10 受講対象者（受講資格）

介護に従事することを希望する者であり、16歳以上の演習を含む全ての課程を自分ひとりの力で受講・遂行することが可能な者。

## 11 受講手続き（募集要領）

### (1) 募集期間

各期の講座開始日から1週間前までを募集期間とし、随時募集を行う。

当校指定の申込用紙に必要事項を記入の上、各期の期日までに申し込む。ただし定員に達した時点で申し込み受け付けは終了する。また、申込者が5名に満たない場合は開講を中止する場合がある。

### (2) 募集方法

ホームページ等による募集及び施設などへの案内により開講を告知する。

### (3) 受講手続の方法

1. 受講希望者は当校に直接来校もしくは郵送、FAXにて申し込みを行う。
2. 申し込み後、口座振込・コンビニ振込・クレジット払いにて受講料を支払う。
3. 受講料の支払いの確認及び本人確認のため運転免許証等の証明書類提示を行うことにより受講者として認められる。

## 12 受講料

(1) 研修受講に関わる費用は次のとおりとする

課程	受講料	納入方法
介護職員初任者研修課程 (通信)	39,600円(税込) ※テキスト代6,600円(税別)を含む	一括振込 コンビニ払い/クレジット払い (一括)

欠席(欠課)時の補講料金	2,200円(税込) / 60分
修了証明書再発行料金	2,200円(税込)
修了評価試験再試験料金	2,200円(税込)

(2) 受講料の返還については以下の通りとする。

返還理由	返還範囲確定期間	返還範囲
当校の都合による研修中止		受講料全額返還 ※返還時の振込手数料は当社負担
申込者の都合による申し込み取り消し	開講日の1週間前 (7日前)	受講料全額返還 ※返還時の振込手数料は申込者負担
	開講日の6日前～ 開講日前日	テキスト代を除いた受講料全額返還 ※返還時の振込手数料、テキスト送付代金は申込者負担
	開講日以降	返還なし

開講日以降、納入された受講料は一切返還しない。ただし申込者より開講日前日までに受講辞退の申し出があった場合は、手数料を差し引いた金額を返還する。当校諸事情で開講出来ない場合は、納付された受講料について振込手数料当校負担で全額返還する。

### 1.3 受講定員 20名

### 1.4 研修に使用する教材

株式会社日本医療企画

介護職員初任者研修課程テキスト 全3巻

(第1巻 介護・福祉サービスの理解 第2巻 コミュニケーション技術と老化・認知症・障害の理解  
第3巻 こころとからだのしくみと生活支援技術)

### 1.5 研修(通信)の学習課程

- (1) 研修実施場所にて座学講義を受ける
- (2) 自宅にて受講済みの講義に関連した自宅学習課題を行う
- (3) 「振り返り」の講義を行う2日前までに、学校へ課題を提出
- (4) 自宅学習模範回答に従い、科目担当講師が添削
- (5) 合格点に満たない場合は、該当科目部分の課題を再度提出

### 1.6 研修欠席等の扱い

原則として遅刻、早退、欠席は認めない。ただし、公共交通機関の遅れについては、10分以内の遅刻であれば遅延証明書がある場合に限り出席扱いとする。研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講等の代替え措置を行うことにより出席したものとみなす。補講にかかる費用は1時間につき2,000円とする。全課程修了までの期間は原則として8ヶ月以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は12ヶ月を上限とする。

当校は災害その他やむを得ない事由により研修の実施が困難と判断した場合、研修の中止又は時間変更等の措置をとる場合がある。

### 1.7 退学規定

- (1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること。また、受講者が退学届を提出せず連絡がつかなくなった場合、欠席した日から半年の経過を待ち、再度連絡がつかない場

合は退学とする。

(2) 受講者が当校の定める諸規定を守らず、または受講者の本分にもとる次の行為があったときには、退学を命ずることがある。

①学習意欲が著しく欠如し、修了の見込みがないと判断される者

②研修の秩序を乱し、研修のルールを遵守できない者

## 1.8 修了証明書の交付

修了を認定された者は山形県の定める様式により、修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。また、万が一修了証明書の紛失等があった場合には修了者の申出により再発行を行うことができる。その際再発行にかかる料金として修了証明書 A4 サイズ及び携帯用各 1 枚につき 2,000 円（税別）を徴収する。

## 1.9 研修実施にかかる留意事項

- (1) 毎年度山形県に対し予め事業計画を提出するとともに、事業終了後に事業報告書を提出する。
- (2) 研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、居住地等、必要事項を記載した「研修修了者名簿」を作成し、保管する。また、その電子データ（CD-R 等）を山形県の管轄部署に提出する。
- (3) 事業を廃止する場合には、山形県に対し、遅延なく廃止の時期及び理由を記載した廃止届出書を提出し、指定の取消を受ける。
- (4) 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について十分留意する。
- (5) 研修受講者が実習において知り得た個人の秘密の保持について十分留意するよう指導する。
- (6) 次のアからコに変更がある場合には、変更事由発生後 10 日以内に研修事業変更届出書（別記様式第 10-1 号）を提出する。ただし、各項目を担当する講師及び講師補助者並びに実習施設を変更しようとするとき、若しくは定員を増加しようとするときは、当該変更に係る講義、演習及び実習を実施する日までに、速やかに届出書を提出する。

ア 申請者の氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び主たる事業所の所在地）

イ 事業所の所在地（講義を通信の方法で行う場合は、その名称及び主たる事業所の所在地）

ウ 定員

エ 学則

オ 講師及び講師補助者の、氏名、履歴、担当する科目・項目並びに専任または兼任の別

カ 実習施設、実習を行う科目・項目及び実習施設の設置者の氏名（法人の場合は、その名称）

キ 収支予算及び向こう 2 年間の財政計画

ク 申請者が法人であるときは定款その他の基本約款（研修事業に関するものに限る。）

ケ 講義を通信の方法で行う場合は、添削指導及び面接指導の方法

コ 「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」の（4）から（14）の各項目に係る生活支援技術の演習について実習を行う場合は、実習の評価方法及び評価基準

※1 講師及び講師補助者の数を減じる変更（講師及び講師補助者の数を減じたのちにおいても、山形県介護員養成研修授業者指定要綱 3（1）から 3（3）の配置基準を満たす場合に限る。）は、オの変更に該当しない。

※2 実習施設及び実習を行う科目・項目を減じる変更は、カの変更に該当しない。

※3 研修開始後の定員の増加は認めない。

## 2 0 連絡先及び担当者

研修受講に関する連絡先及び担当者は次のとおりとする。

介護・看護求人支援センター山形 担当：塩野真都  
山形県山形市馬見ヶ崎 2 丁目 12-19 イオン山形北店 2 F  
TEL 023-616-7664 FAX 023-616-7665

## 2 1 施行規則

この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められるときは当校がこれを定める。

## 2 2 附則

この学則は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。